

田原市保育士等人材バンク設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等の資格を有する人材の情報を登録する制度（以下「人材バンク」という。）を設けることにより、市内における保育所、認定こども園、児童発達支援センター等（以下「保育所等」という。）の業務に必要な知識及び技術を有する人材の確保を図り、もって教育、保育等の需要に対応することを目的とする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 幼稚園教諭の資格を有する者
- (3) 調理師の資格を有する者
- (4) 栄養士の資格を有する者
- (5) 看護師又は准看護師の資格を有する者
- (6) 社会福祉士の資格を有する者
- (7) その他保育所等の業務に必要な知識及び技術を有する人材として市長が必要と認める資格を有する者

(登録)

第3条 人材バンクの登録を受けようとする者は、田原市保育士等人材バンク登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に、前条各号に掲げる者であることを証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号）（以下「登録者名簿」という。）により、人材バンクへの登録をするものとする。

3 人材バンクの登録の有効期間は、当該登録をした日から次条第3項の規定による抹消の日の前日までとする。

(変更及び抹消)

第4条 人材バンクの登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更が生じたとき又は当該登録の抹消を受けようとするときは、速やかに田原市保育士等人材バンク登録事項（変更・抹消）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、登録者名簿を修正するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿から当該登録者を抹消するものとする。

- (1) 登録者から第1項の規定による抹消の届出があったとき。
- (2) 登録者が保育所等に採用されることが決まったとき。
- (3) 登録者と長期間にわたり連絡が取れないとき。

(4) その他登録者として不適格と認められる事実が認められるとき。

(登録者名簿の閲覧)

第5条 保育所等の長(保育所等の長に委任された者を含む。以下同じ。)は、求人のために必要である場合には、市長に対し、登録者名簿の閲覧を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を相当と認めるときは、当該申出をした保育所等の長に登録者名簿を閲覧させるものとする。

(申込書の写しの交付)

第6条 保育所等の長は、求人のため必要である場合には、市長に対し、登録者名簿に記載されている者に係る申込書の写しの交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、田原市保育士等人材バンク登録申込書の写し交付請求書(様式第4号)により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を相当と認めるときは、当該請求をした保育所等の長に申込書の写しを交付するものとする。

(留意事項)

第7条 市長は、登録者に対し、保育所等の職のあっせん又は紹介を行わないものとする。

2 市長は、保育所等に対し、登録者のあっせん又は紹介を行わないものとする。

3 保育所等の長は、保育士等の採用に際し、自らの責任において面接を行い、及び登録者との合意により勤務条件等を決定するものとし、市長はその責任を負わないものとする。

4 保育所等の長は、保育士等の採用に際し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)その他の関係法令等に基づく基準を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び田原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年田原市条例第2号)に定めるところに従い、人材バンクに係る個人情報を取り扱うものとする。

2 第6条第2項の規定により申込書の写しの交付を受けた保育所等の長は、当該申込書の写しの交付により知り得た情報を他人に漏らし、又は本要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

(庶務)

第9条 人材バンクに関する庶務は、保育所等を所管する部署において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの設置及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

田原市保育士等人材バンク登録申込書

年 月 日

田原市長 様

田原市保育士等人材バンクの登録を受けたいので、田原市保育士等人材バンクの設置運営要綱第3条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

写 真	ふりがな		性 別	
	氏 名		男・女	
	住 所	〒 ー		
	生年月日	年 月 日（満 歳）		
	電 話	自宅	ー	ー
		携帯	ー	ー
メ ー ル				

勤務を希望する 施設等 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 児童センター
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援センター・分館	<input type="checkbox"/> 子育て支援センター	
	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

関係する免許、資格等	取得年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

※ 免許、資格等を証明する書類の写しを添付してください。

年号	年	月	職 歴	職種・業務

※直近の職歴を記載してください。

様式第3号（第4条関係）

田原市保育士等人材バンク（変更・抹消）届出書

年 月 日

田原市長 様

田原市保育士等人材バンクの（登録事項の変更・登録の抹消）について、田原市保育士等人材バンク設置運営要綱第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名		登録番号	
	住 所			
	電 話	— —		

登録事項の変更

変更理由		
変更内容	変更前	変更後

登録の廃止

廃止の理由	<input type="checkbox"/> 就労（ <input type="checkbox"/> 市内保育所等 <input type="checkbox"/> 市外保育所等 <input type="checkbox"/> その他） ※施設名 _____ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
-------	---

様式第4号（第6条関係）

田原市保育士等人材バンク登録申込書の写し交付請求書

年 月 日

田原市長 様

申出者 所在地
 名 称
 代表者職氏名

田原市保育士等人材バンク設置運営要綱第6条第1項の規定により、下記の求人の条件に該当する登録者の田原市保育士等人材バンク登録申込書の写しの交付を請求します。

なお、交付された田原市保育士等人材バンク登録申込書の写しに記載された事項については、下記求人以外への転用を行わず、情報の管理を徹底いたします。

記

求人内容	1	職種				求人数	人
		雇用形態	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	勤務時間及び曜日	: ~ : <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日		
		雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 日雇い				
求人内容	2	職種				求人数	人
		雇用形態	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	勤務時間及び曜日	: ~ : <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日		
		雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 日雇い				